

熊本一類様へ

「私は沖縄県宮古島に住む [redacted] と申します。  
突然の連絡、お願いで申し訳ございませんが下記の件に  
ついてご解答、ご返事頂ければ幸甚です。

「漁業権とは何か」を拝読させて頂きました。  
宮古島では近年アーサ、シヤ工貝等を採取すると、海上保安署が取締り  
を行う、罰金や科せられるとの事で、昔から行っていた、お年寄りが  
近くの海岸でのアーサ取り、素潜りが行っていたが例夏の一時期(4月  
下旬~6月下旬)のわかかな樂しみを奪われましてです。

商いと2つの款でも無く、漁業者の影響があまりも考えられず  
昔からの慣習として、漁業権の設定に疑問を感じます。  
下記の質問に御解答をお願い申し上げます。

質問①

漁業権の範囲について(4-7の内側と外側について)

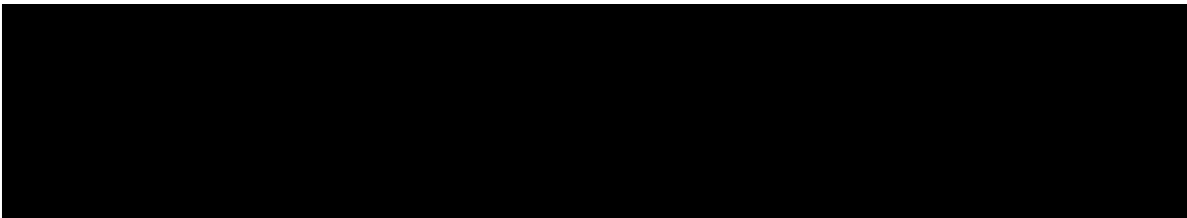
質問②

昔からの慣習に基づく魚介類の採取を行う事の違法性

質問③

「海の入会」とは

宜しくお願ひ致します。



乱筆、乱文をお詫言下す。